

4 検討事項

(1) 市民等による一般投票の実施方法について

投票期間 7月1日(金)～31日(日)までの1か月間

投票資格 小学生以上の人

※ 住所要件は設けないが得票比率を市内在住と市外とで分ける。→【例】市内:2ポイント、市外1ポイント

投票要件 投票は一人1回、現100選5つ+新候補5つを上限に投票

投票用紙 現100選、新候補に通し番号を符って一覧表にし、投票用紙には選択した番号のみ記載

投票方法 (1) 直接投票(市役所2階広報課、ららぽーと沼津、マックスバリュ沼津南店、原地区センター、金岡地区センター、三の浦観光案内所、くるら戸田)に投票箱を設置

(2) Google Formsによる電子投票



付帯確認 以下を記載してもらい重複投票の抑制と参考の統計データとする

・ニックネーム(任意「氏名」の記載は直接投票における個人情報の管理上情報取得が困難で、取得の

理由も薄いため)


- ・年代(10歳以下、10代・・・80代、90歳以上)
- ・住んでいる地区(中学校区を基本に18地区のうちから選択チェック方式) or 市外

周知方法 広報ぬまづ(7月1日号、100周年記念事業に因んで)、市ホームページ、公式 SNS による

※投票広報には、

- ・「この投票結果を参考に選定委員会による選定作業が行われること」
- ・「一般投票後のスケジュール」 を記載。

別紙2 投票用紙(案)

		別紙2		
ぬまづの宝100選一般投票 投票用紙				
ニックネーム (任意)		年代	<input type="checkbox"/> 10歳以下 <input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70代 <input type="checkbox"/> 80歳以上	
お住まいの地区	<input type="checkbox"/> 第一 <input type="checkbox"/> 第二 <input type="checkbox"/> 第三 <input type="checkbox"/> 第四 <input type="checkbox"/> 第五 <input type="checkbox"/> 片浜 <input type="checkbox"/> 金岡 <input type="checkbox"/> 大岡 <input type="checkbox"/> 静浦 <input type="checkbox"/> 愛鷹 <input type="checkbox"/> 大平 <input type="checkbox"/> 内浦・西浦 <input type="checkbox"/> 原 <input type="checkbox"/> 浮島 <input type="checkbox"/> 門池 <input type="checkbox"/> 今沢 <input type="checkbox"/> 戸田 <input type="checkbox"/> 市外			
1 現100選の人気投票 (No.1~No.100)				
現100選の中からお気に入りの、または興味のあるものの番号を5つ以内で選んでください。				
1	2	3	4	5
2 新100選候補の人気投票 (No.101~No.000)				
新100選候補の中から、新たな100選に加えた方が良くと思うものの番号を5つ以内で選んでください。				
1	2	3	4	5

(2) 選定基準の設定に際して注意すべき事項について

前回までの会議・アンケート結果から、選定基準については「前回ベースで設定し、選定作業時に随時見直していく」としていたが、選定にあたり次のように具体的な考え方をまとめ、選定基準を設定したい。

	整理区分	検討内容	考え方【事務局案】
1	改選方法について	「現 100 選は平成版とし改選後の 100 選を令和版とし抜本的な改選とする」か、「現行 100 選を見直し、生じた余地に新たな候補を組み入れる」か	現在選定されているぬまづの宝として、ふさわしい資産の価値は変わらないため、どちらの方法をとっても結果としてはほぼ同じようになると想定される。そうすると「平成版」と「令和版」の2つを存在させる意義が乏しくなることと、候補の応募数も整理・集約すると 100 ちょうど程度であるため抜本的な改選のための候補母数に満たないこと、現 100 選の価値は将来に向かって継続して尊重していく趣旨で企画されたものであること、等により「現行 100 選を整理・集約した余地に新たな候補を組み入れ改選する」方針としたい。
2	選定数割合に関すること	「自然」「歴史」などの7分類から、それぞれ選定する宝の割合を決めるか	一定数の比率で得票数に応じて決定する場合、予め分類ごとの割合を定めるのは困難であることと、既存の 100 選全てを入れ替えるのではなく、新たに選定するもののみで設定した比率に数を合わせるのは困難なため分類割合を指定しない方が良いか（最終的な微調整が必要となった場合に検討）。
3		市内の地域ごとに偏りが無いよう選定する宝の割合を決めるか	地域により応募のあった新候補及び既存の 100 選において候補絶対数が地域ごとに大きな差があることと、2の考え方を準用し実施が困難なため地域割合を設定しない方が良いか（最終的な微調整が必要となった場合に検討）。

4	統合・整理に関すること	選定する宝の数はちょうど100個とするか	100選のネーミングとR5の100周年に因んだ改選のため、構成資産の考え方を取り入れできるだけ多くの項目を組み込み、数としては「100」に合わせることをしたい。
5		『場所』を示す宝、『情景』を表す宝をすみわけして選定するか	宝を集約し可能な限り多くの資産を選定するため、「情景」を構成資産とし、「場所」として選定した方が他の宝を構成資産化する目的に沿うのではないかと。
6	選定の可否に関すること	現存しない宝はどうするか	主体物自体が現存しなくても「記録」や「史跡」など、引き続き当該宝の内容や歴史を構成する要素が何らかの形で存在し、本市の魅力を将来に向け発信できる状態であれば可としたい。
7		場所が特定できない宝はどうするか（造礁サンゴの北限地など）	場所の根拠に高度な学術的判断を要する（鑑定依頼や正式な意見聴取が必要となる等）ものは、基準2の(12)「内容の確認が困難」に該当すると判断し不可としたい。
8		事実が確認できないもの、確証がない宝の選定はどうするか	6の考え方を準用し不可としたい。
9		抽象的な宝の選定（「戸田とロシアの関係」など）	その宝を表現するものとして、「記録」や「史跡」など構成する複数の資産が存在し、それらを総合して確固たる根拠が得られるのであれば可としたい。
10		料金のかかるところ、ものの選定はどうするか	有料の民設民営で基準2の(2)「営利目的」の性格の強いものは不可としたい。ただし、公益性があると認められるものは基本構成資産として位置付けることで良いか（公設公営、公設民営のものは可）。
11		実際に行くことができない、見ることができない（禁止区域、危険な場所など）宝はどうするか	禁止区域、危険な場所にある宝を市が公に認定し、トラブルを招く又は懸念を抱かせるものとなってはならないため不可としたい。ただし、屋外にあるものは禁止区域外から存在を確認することができ、かつ継続して関係者の管理下において人の手

			が入っている場合は可としたい。
12		継続性がない、すぐに終わる可能性のある宝はどうするか	6の考え方を準用し条件付きで可としたい。
13		保存状態が悪く、整備予定のない宝はどうするか	危険性については11の考え方を、滅失のおそれについては6の考え方を準用し条件付きで可としたい。
14		『人物』はどうするか	亡くなった後も既存の「芹沢光治良」「若山牧水」「江原素六」「井上靖」のように資料館(記録)が存在するなど6の考え方を準用し条件付きで可としたい。

→「選定の可否に関すること」の6～14については、選定基準に追加記載。

別紙3 「新たなぬまづの宝 100 選選定基準(案)」

ぬまづの宝 100 選選定委員会

(3) 「一般投票」実施後のスケジュールについて

令和4年7月1日～31日	市民等による一般投票
8月	投票集計(事務局)
9月上旬	第5回選定委員会(投票結果を踏まえた選定作業とPR関係の印刷物・ノベルティグッズの検討)
12月	第6回選定委員会(選定作業・市長への報告案・方法の決定)
令和5年1～2月頃	市長への新100選案の報告
4月上旬	新100選の決定
7月1日	市制100周年にあわせ新100選の発表